町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例 町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例(平成27年12月町田市 条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

	改正後			改正前	j
別表第1(第4条	関係)	別	表第1(第4	1条関係)	
機関	事務		機関		事務
略	略		略	略	
8 教育委 員会	略		8 教育 員会	委 略	
9 市長	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例 (平成11年東京都条例第107号)第2条の規定により市が処理することとされる事務のうち、心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの				
10 市長	町田市心身障害者福祉手当 条例(昭和49年9月町田 市条例第35号)による心 身障害者福祉手当の支給に 関する事務であって市規則 で定めるもの				
11 市長	町田市高校生等の医療費の 助成に関する条例(令和4 年 月町田市条例第 号)による医療費の助成に 関する事務であって市規則 で定めるもの	別	表第2(第4	1 条関係)	
機関	事務 特定個人情報		機関	事務	特定個人情報

1	市長	生窮国す保置るあ規め活す人る護に事っ則るに名に生の関務てでもの外対活措すで市定の	略中円並た及自る法よ配給(邦関う則略障及合め7号援す害関う別の進し等の律第支者関下等情で定る者社に法法に付情自情で対の帰邦偶に成号付金る国給」でもお話す平1自給で表す中援してもお話す平1自給に対策しても対しまのす年には支報留等い規を指してもは支報留等に規
略		略	則で定めるもの略
6	 市長	略	略
7		市町村に おける東 京都の事 務処理の 特例に関 する条例	児童福祉法(昭和 22年法律第16 4号)による障害 児入所支援に関す る情報であって市 規則で定めるもの

1 市長	生窮国す保置るあ規め活す人る護に事っ則るに名に生の関務てでもの対活措すで市定の	略 中円並た及自る法よ配給あめ 略 障及合め 7 号援す市の
略	略	略
6 市長	略	略

第規り理とるう身のの関例医助すで市定の2定市すと事ち障医助すに療成るあ規め条にがるさ務、害療成るよ費に事っ則るのよ処これの心者費に条るの関務てでも	生活保護関係情報であっちの 地方税関係情報であるもの 地方でであるもの 身体障害相談を かるもの 身体障害をはいるもの 身体障害をはいる。 身体障害をはいる。 が精神に関するは、精神に関する。 をはいる。 が精神に関する。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 がは、はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって市規則で方して市規則で定めるもの
	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第7条に 規定する他の法令 により行われる給 付の支給に関する 情報であって市規 則で定めるもの
町田市心 身障害者	地方税関係情報で あって市規則で定

8 市長

	福祉手当 条例による小身障 害者福祉 手当の支給に関する事務であって市規則で定めるものめるもの少るものありに書者 とよる身体障害者 手帳又は知的障害 者福祉法にいう知的障害者に関する 情報であって市規則で定めるもの	
9 市長	町田市高 校生等の 医療費の 助成に関する条例 による医療費の助成に関する事務であって市 規則で定めるもの生活保護関係情報 であって市規則で あって市規則で定めるもの	

附則

この条例は、公布の日から施行する。